

平成29年6月19日

保護者 様

京都府立北稜高等学校長

高等学校等就学支援金に係る届出書等の提出について

高等学校等就学支援金について、平成29年7月分～平成30年6月分（3年生は3月分）の受給資格審査のため、全ての世帯の方から書類を提出いただくことになります。1年生は4月にも手続がありましたが、今回も必要です。

つきましては、下記のとおり必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

(1) 平成29年度市町村民税所得割額が基準額（30万4,200円）未満の場合  
(就学支援金を受給する)

- ① 高等学校等就学支援金収入状況届出書（別紙記入例参照）
- ② 市町村民税の所得割額が記載された証明書類（青色のリーフレット参照）

※保護者（親権者：父・母など）それぞれの証明書の提出が必要です。

(2) 平成29年度市町村民税所得割額が基準額（30万4,200円）以上の場合  
(就学支援金を受給しない。別途、授業料の納入が必要となります。)

「就学支援金不受給申出書」のみを提出してください。

※必ず、保護者（親権者：父・母など）の市町村民税の所得割額の合計が、30万4,200円を超えていることを確認してください。

2 提出期限

平成29年7月3日（月）のホームルームで回収（厳守）

提出された書類をもとに、「京都府奨学のための給付金」（後日お知らせします）に該当する方には、申請書類を配付します。

3 その他

御不明な点がございましたら、本校事務室（担当・山本）まで連絡をお願いいたします。（TEL075-701-2900）